

(別表1) 事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

Ⅰ. 現 状

1. 地域の災害等リスク

当地域で、想定されるリスクは、①自然災害リスク、②感染症リスク、③その他のリスクがある。

(1) 自然災害リスク

当地域は、富士東部北麓地域であり、富士山の裾野に位置する。このため、当地域で自然災害が発生した場合に、大きい被害が想定されているのは、富士山の噴火であり、それ以外は、地震、集中豪雨や洪水等の順となる。また、自然災害リスクの他にも、新型コロナウイルス感染症などの感染症リスク、その他のリスクもここでは明確にしておく。

(イ) 富士山の噴火

富士山は、宝永の大噴火以降300年以上噴火していないが、活火山である。

東日本大震災以降、日本全域の火山の活動が活発化している中で、噴火の可能性が否定できない状況にある。山梨、静岡両県と周辺市町村で組織する富士山火山防災対策協議会で公表されている「防災避難（ハザード）マップ」によると、両村は、大きな噴石、火砕流・火砕サージの届くエリアで、さらには、溶岩流が3時間未満に届く可能性がある第2次、第3次避難エリアに該当する地域となる。

富士山の噴火による被害は、それ以外にも、火山ガスや降灰とその後の土石流、冬場であれば、融雪型火山泥流などが想定されており、対策を講じる必要がある。

(ロ) 地 震

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が発生する確率は、ほぼ全域で6.0%～26.0%である。

活断層研究会編（1991）によると、当地域には活断層は存在していない。近隣の活断層からの距離も、糸魚川－静岡構造線断層帯からは約30km、塩沢断層帯からは、約20kmと比較的離れた場所にある。

しかしながら、総務省・地震調査研究推進本部によると、当地域は、東海・南海トラフ地震、首都直下地震の緊急対策区域に指定されている地域となっており、その場合に想定される震度は、資料によっても異なるが、5強～7弱程度と推定されている。なお、これらの震災が引き金となり、富士山の噴火に至るのではないかとこの噂も多く、①と②は連動している災害となりうる。

(ハ) 集中豪雨と洪水等

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。特に、山中湖から始まる桂川（相模川）は、忍野村忍草地区などでは、水面と陸地との高低差がほぼないような地点もあり、氾濫する可能性がある。

## (2) 感染症のリスク

感染症が流行した場合に想定される影響等は、以下のとおりとなる。

### (イ) 売上の減少

次に示す消費者等の動きと、これに伴う需要の落ち込み

- A. 消費者（外国人を含む）自粛行動・式典、イベント、会合、学校行事等の中止
- B. 宿泊・旅行のキャンセル

特に山中湖村は観光地であり、第3次産業従事比率が78.4%と影響が大きい。

<参照：山中湖村・忍野村の就業構造（令和1年度）>

|      | 第1次産業 | 第2次産業 | 第3次産業 | その他  | 合計     |
|------|-------|-------|-------|------|--------|
| 山梨県  | 7.2%  | 28.6% | 62.2% | 2.1% | 100.0% |
| 山中湖村 | 1.4%  | 19.9% | 78.4% | 0.3% | 100.0% |
| 忍野村  | 2.4%  | 49.8% | 46.8% | 1.0% | 100.0% |

- C. 学校休校と先行き不安による消費マインドの低下による買い控え

### (ロ) 仕入・調達等の支障

次に示す企業等の動きと、これに伴う需要又は供給の落ち込み

- A. 工場、物流の停止
- B. 原材料、資材、部材等の不足、納入遅延、価格の高騰  
(部品、製品、商品の不足、燃料の不足、納入遅延、価格の高騰)
- C. 生産の減少、未成工事の増加に伴う受注制限、停止  
特に、忍野村は、第2次産業の就業比率が49.8%と高く、影響が大きい。

### (ハ) 事業継続への影響・資金繰りの支障

本人又は家族の感染に伴う従業員の出勤停止

- A. 学校等休校に伴う子の世話等による従業員の出勤不能
- B. 営業自粛・時間短縮要請への対応難
- C. テレワーク、時差出勤への対応難

## (3) その他の事業継続リスク

自然災害、感染症以外の不慮の事態とその影響等は、次のとおりとなる。

- A. 所有する建物や設備、什器、備品等の被災と事業の縮小、停止、廃止
- B. 経営者・従業員のケガ等による就業不能又は死亡と、それに伴う事業の停滞、縮小、廃止等

平成26年2月、山中湖村で163cmの積雪を記録し、災害救助法が適用となったが、このような雪害等のリスクなどにより、所有する建物や設備などの被災も想定される。

## 2. 商工業者（小規模事業者数、会員数等）の状況

商工会の管轄する両村内での小規模事業者数は 908 名、会員数は 705 名となっている。  
（令和 4 年 4 月 1 日現在）

＜小規模事業者数・会員数（下段会員数）＞

| 商工業者 | 小規模事業者 | 建設業 | 製造業 | 情報・運輸等 | 卸売・小売業 | 飲食・宿泊業 | サービス業 | その他 | 定款会員可能者 |
|------|--------|-----|-----|--------|--------|--------|-------|-----|---------|
| 933  | 908    | 194 | 62  | 10     | 101    | 375    | 140   | 26  | 7       |
| 会員数  | 705 名  | 161 | 44  | 5      | 74     | 300    | 94    | 20  | 7       |

※上段の数字は小規模事業者数

小規模事業者数、会員数の変遷は概して以下のとおりとなっている。

＜小規模事業者・会員数の変遷＞

|        | H 3 0 | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 小規模事業者 | 793   | 790 | 855 | 899 | 908 |
| 会 員 数  | 583   | 577 | 644 | 711 | 705 |

過去 5 年の推移であるが、商工会の会員数については、令和 2 ～ 3 年に発生した新型コロナウイルス感染症などの影響で、当会を活用される方が急増し、結果、加入する会員が大幅に増加している。

## 3. これまでの取組

### （1）山中湖村・忍野村の取組

両村の取組は、両村共に地域防災計画を制定し、それらに基づいた以下の取組を行っている。また、山中湖村第 5 次長期総合計画（施策番号 20）、忍野村第 6 次総合計画（基本計画・施策番号 8）でもそれぞれ防災・減災対策を示している。

- A. 富士山火山防災対策協議会への参加（静岡県、山梨県、周辺市町村）
- B. 防災計画の策定
- C. 富士山火山防災避難マップの策定
- D. 防災訓練の実施
- E. 防災備品の備蓄
- F. 災害につよい村づくりの実施と広報・Web ページによるハザードマップ等の告知
- G. 災害発生時の避難所の設置

## (2) 南都留中部商工会の取組

商工会では、平成 24 年度に山梨県商工会連合会が、事業継続計画の策定支援を打ち出して以降、以下の取組を推進している。

- A. 事業者 B C P に関する国・県の施策の周知
- B. 山梨県商工会連合会の B C P 策定セミナーの周知と参加促進
- C. 山梨県火災共済協同組合と連携した火災共済への加入促進
- D. 全国商工会連合会の福祉共済（病気・ケガの補償）への加入促進

## II. 課 題

### 1. 事業者に対すること

- A. 防災、減災の必要性認識が不十分な事業者が多数いること。  
現実的な問題として、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、厳しい経営環境を余儀なくされており、未来の防災、減災より、現在の利益の確保に注力せざるを得ない状況にある。  
（意識啓発を強化し、地域内事業者の災害リスクの認識向上を図ることが不可欠）
- B. 防災、減災の取り組み方法に関する認知度が低い事業者が依然として多いこと。  
（事例等を交えて紹介し、多くの事業者の取組につなげることが不可欠）
- C. 取組状況は、規模が小さい事業者ほど、また、川上産業（建設・製造業）より川下産業（卸売・小売業）の方が低調であること。  
（成功事例集等、わかりやすい取組を紹介し、ハードルを下げる工夫が不可欠）

### 2. 商工会内部に関すること

- A. 指導団体である商工会自身が事業継続計画を策定していないこと。  
実際の緊急時の対応が確立できておらず、職員個々の知識と能力に頼らざるを得ない状況であり、対応にあたる具体的な体制・役割分担などについて、職員間で十分に共有し、行動できていないこと（事業継続計画の策定が急務）
- B. 職員の BCP 策定支援に向けた知識が不足していること  
（研修会等、職員の資質向上を図ること）
- C. 緊急時における両村と商工会、国、山梨県、山梨県商工会連合会との被害情報の報告ルールが定まっていないこと。（本件を通じて、情報の報告ルート、内容等の規則を明確にすること）

## III. 目 標

自然災害に対しては、山中湖村・忍野村地域防災計画を踏まえつつ、地域内の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のより早い応急・復旧等について、山中湖村・忍野村と商工会が一体となって取り組む。なお、地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発

生しても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、両村内全域と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

具体的な目標は、以下３項目となる。

#### 1. 小規模事業者が取り組み可能な事業継続力強化計画の策定支援

事業者に対し地域の自然災害、感染症、その他の事業継続リスク（火災、病気やケガを含む）等を周知し、併せて事業者ＢＣＰ策定を含む事業継続力強化計画の策定支援と策定後のフォローアップを行う。また、被災したことも想定した上で、事業者に適切な損害保険・共済制度を提案し、もって事業者の経営体制の強化を図る。

#### 2. 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

自然災害、感染症リスク発生時に速やかな支援が行えるよう、商工会事業継続計画の策定と定期的な見直しを行い、組織内における体制、関係機関との連携体制を職員全員が把握する。

また、関係機関とは、定期的な会合を行い、いざという時には、速やかな応急・復興支援が実現できる体制を確立する。

#### 3. 被害の把握・情報の報告ルートと内容の確立（ルール化）

緊急時における山中湖村・忍野村と商工会、国、山梨県、山梨県商工会連合会等との被害情報報告ルート、内容等をルール化し、自然災害、感染症リスク発生時は商工会の会員・非会員を問わず地域内の被害情報を収集し、必要な支援を講ずる。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県、山梨県商工会連合会へ報告する。

## （１）事業継続力強化支援事業の実施期間

（令和５年４月１日～令和１０年３月３１日）

## （２）事業継続力強化支援事業の内容

山中湖村、忍野村両村と商工会の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### １．事前の対策

#### （１）地域内事業者に対する自然災害等事業継続リスクの周知

- A. 職員による巡回や窓口対応時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等の事業継続リスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済制度加入等）について説明する。
- B. 商工会報や山中湖村・忍野村の広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険・共済制度の概要、事業者ＢＣＰに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。
- C. 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、事業者に対し、普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済制度の紹介等を実施する。
- D. 全国商工会連合会作成の「リスクチェックシート」等を活用しながら、リスクごとの損害保険・共済制度の加入確認を行い、対応が不十分な項目について、加入の提案等を行う。
- E. 関係機関へ普及啓発ポスターの掲示を依頼する。

#### （２）商工会自身の事業継続計画策定と見直し

商工会自身の事業継続計画の作成と定期的な見直しを行う（見直しは年１回程度）。

#### （３）関係団体等との連携体制の確立

（仮称）山中湖村・忍野村事業継続支援協議会（構成員：山中湖村、忍野村、商工会）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

#### （４）事業者への事業継続計画策定支援とフォローアップ

- A. 地域内事業者に対する事業者ＢＣＰの作成支援
- B. 事業者に対し、事業者ＢＣＰ（即時に取り組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- C. 事業者ＢＣＰ策定のためのワークショップを開催する。
- D. 関係団体等との連携  
連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険(株)、全国商工会連合会と提携しているあいおいニッ

セイ同和損害保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

E. フォローアップと地域内事業者の事業者BCP等への取り組み状況を確認する。

以上の対策については、適宜、東京海上日動火災保険(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)の他、山梨県火災共済協同組合と連携協力し実施する。

#### (5) 当該計画にかかる訓練の実施

自然災害〔富士山噴火（警戒レベル4）、震度6弱以上の地震〕が発生したと仮定し、両村との連絡ルート確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## 2. 発災後の対応

#### (1) 自然災害等リスク発生時

中規模・大規模自然災害等が発生した場合には、以下の手順で対応する。

<中規模・大規模自然災害発生とすることの目安>

- A. 噴 火：富士山噴火警戒レベル4 が発表された場合
- B. 風水害：特別警報が発表された場合
- C. 地 震：震度6弱以上の揺れが観測された場合
- D. その他：災害救助法に基づく救助等が行われ、商工会長が対応の必要性を認めたとき

#### (イ) 職員の安否・出勤可否の確認

商工会職員は、発生後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を山中湖村・忍野村及び山梨県商工会連合会へ報告するとともに、両村が把握する被害状況を共有する。

#### (ロ) 地域内事業者の被害状況の確認

山中湖村・忍野村は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、地域内事業者の被害状況を確認する。また、商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害額・状況を確認する。なお、把握する情報の範囲は以下のとおりとする。

1. 事業所名（会員・非会員）
2. 住所・連絡先
3. 被害額（事業用資産：土地、建物、機械、設備、商品・原材料等の被害額）  
※設備の被害額についてはコンピュータのプログラムデータを含む
4. 業種
5. 従業員数（事業主、家族従業員、役員を含む）
6. 被害状況（被害状況がつかめる範囲の内容）

#### (ハ) 被害情報の共有

両村と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。

情報共有は、山梨県が提供している「実態調査票（別表１）」を用いる。

１．共有方法 電子メール（又はＦＡＸ）

２．共有頻度 週１～２回 国・山梨県の報告状況に応じ、調整するものとする。

（目安として、災害発生から１週間までは１日２回程度、２週間以降は１日１回程度。

１ヶ月以降は３日に１回程度、以降は報告の必要性に応じ、協議するものとする）

#### (二) 被害情報の報告

両村と商工会は情報を共有した後、山中湖村・忍野村は山梨県へ当該実態調査票を用い、定められた期日までに県に報告する。

#### (２) 感染症リスクへの対応

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

<国際的に脅威となる感染症流行とすることの目安>

世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合

#### (イ) 地域内事業者に対するリスクの周知

感染症発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後地域内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。

#### (ロ) 管内事業者の被害状況の確認

山中湖村・忍野村は、来庁又は問い合わせを受けた地域内事業者の被害状況を確認する。商工会は、巡回・電話等により地域内事業者の被害状況を確認する。

#### (ハ) 被害情報の共有

両村と商工会は、以下の方法と頻度で被害情報等を共有する。

情報共有は、山梨県が提供している「実態調査票（別表１）」を用いる。

１．共有方法 電子メール（又はＦＡＸ）

２．共有頻度 週１～２回 国・県の報告状況に応じ、調整するものとする。

#### (二) 被害情報の報告

山中湖村・忍野村と商工会は情報を共有した後、両村は山梨県へ、商工会は山梨県商工会連合会へ定められた期日までに報告する。なお、情報報告は、山梨県が提供している実態調査票等を用いる。

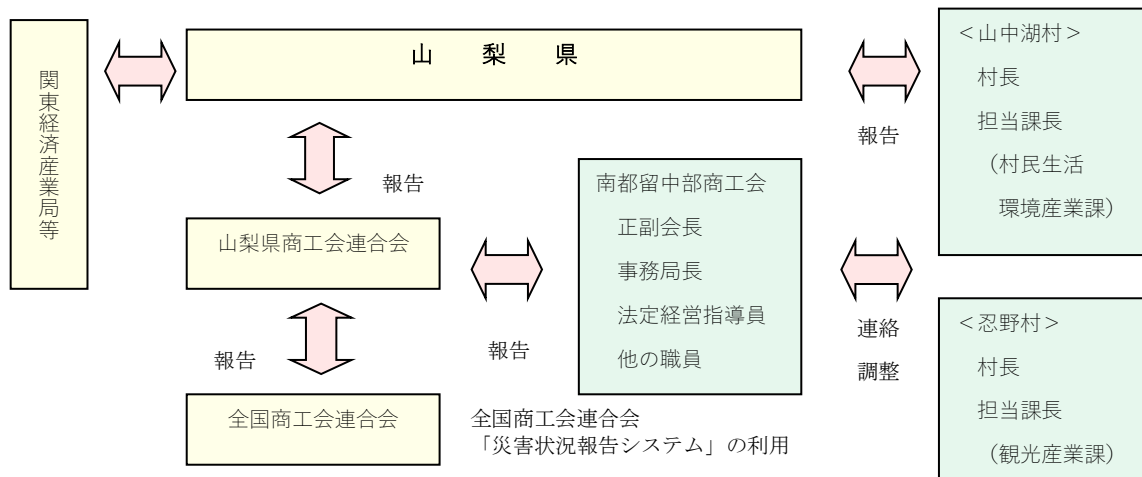


### 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制

自然災害等リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。

事前に風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。

<連絡体制図（下図はルートの一例）>



なお、全国商工会連合会、山梨県商工会連合会への小規模事業者の被害状況の把握・報告については、全国商工会連合会が開発した「災害状況報告システム」を活用する。

職員等が確認した被災状況をシステムに入力し、山梨県商工会連合会、全国商工会連合会と情報共有する。また、必要な情報は、入力内容を両村にも報告することで、情報の補完を行う。

<商工会災害状況報告システムの入力項目と内容>

| 項 目         | 内 容                                             |
|-------------|-------------------------------------------------|
| 企業名・事業所名    | 被害を受けた企業・事業所の名称                                 |
| 地 区 名       | 被害を受けた企業・事業所の地区名                                |
| 人 的 被 害 状 況 | 経営者、家族、従業員（軽傷、重症、行方不明、死亡）                       |
| 物 的 被 害 状 況 | 店舗工場、社長自宅（全壊、半壊、一部破損、床上浸水等）<br>商品、機械、器具備品、車両 ほか |
| 被 害 額（円）    | 両村と被害状況の確認方法、被害額の算定はあらかじめ確認しておく                 |
| 備 考         | 企業の業種、必要な物資、要望事項等                               |

### 4. 被災事業者に対する支援

#### （1）応急対策時の地域内小規模事業者に対する支援

- A. 相談窓口の設置にあたっては、両村と商工会が対応内容等について協議し、安全性が確認された場所に開設する。
- B. 応急時に有効な被災事業者施策（国、山梨県、両村の施策）を周知する。

C. 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要「罹災証明書」について周知し、取得を促す。

また、添付が求められる被災状況写真を撮影しておくよう指導（又は撮影）する。

#### （２） 地域内小規模事業者に対する復旧・復興支援

A. 国、県の方針に従って、山中湖村・忍野村と商工会が復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。

B. 被災事業者施策（国、山梨県、両村等の施策）を周知する。

C. 被害規模が大きく、両村・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山梨県・山梨県商工会連合会等に相談する。

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県、山梨県商工会連合会へ報告する。

(別表2) 事業継続力強化支援事業の実施体制

| 事業継続力強化支援事業の実施体制                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (令和8年4月現在)                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)</p>                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>1. 南都留中部商工会<br/>事務局長 1 名<br/>法定経営指導員 1 名<br/>経営指導員 1 名<br/>経営支援員 3 名</p> <p>2. 関係市町村<br/>山中湖村民生活環境産業課<br/>忍野村観光産業課</p>                                                                                                 | <p>実施体制図</p> <pre> graph LR     subgraph Nanto_Ryubu_Chubu_Shokai_Kai [＜南都留中部商工会＞]         CEO[事務局長]         subgraph Staff             LBS[法定経営指導員 1名]             BS[経営指導員 1名]             BSA[経営支援員 3名]         end     end     Nanto_Ryubu_Chubu_Shokai_Kai --&gt; Yamanakako[Yamanakako Village Life Environment Industry Course]     Yamanakako --&gt; Nanto_Ryubu_Chubu_Shokai_Kai     Nanto_Ryubu_Chubu_Shokai_Kai --&gt; Ninomiya[Ninomiya Village Tourism Industry Course]     Ninomiya --&gt; Nanto_Ryubu_Chubu_Shokai_Kai         </pre> |
| ※図は、実施体制の一例                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制</p>                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>1. 法定経営指導員の氏名、連絡先<br/>氏 名： 小俣 輝義<br/>連絡先： 南都留中部商工会 TEL:0555-62-0940</p> <p>2. 法定経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)<br/>・本計画の具体的な取り組みの企画や実行<br/>・本計画に基づく進捗状況確認、見直し等フォローアップ(1年に一回以上)</p>                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先</p>                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>1. 商工会<br/>南都留中部商工会<br/>〒401-0012 山梨県南都留郡山中湖村山中 865<br/>T E L : 0555-62-0940 F A X : 0555-62-0973</p> <p>2. 関係市町村<br/>山中湖村民生活環境産業課<br/>〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1<br/>T E L : 0555-62-1111 F A X : 0555-62-3088</p> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

忍野村観光産業課

〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草 1514

T E L : 0555-84-7794 F A X : 0555-84-3717

被害等の情報報告先、また、上記の内容が変更になった際の報告先は、山梨県と山梨県商工会連合会とする。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山梨県、山梨県商工会連合会へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

|                  | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 必要な資金の額          | 385   | 385   | 385   | 385   | 385   |
| BCP セミナー<br>開催費  | 110   | 110   | 110   | 110   | 110   |
| 個社支援・専門<br>家派遣費用 | 165   | 165   | 165   | 165   | 165   |
| 普及費用<br>ポスター等    | 110   | 110   | 110   | 110   | 110   |

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

| 調達方法             |
|------------------|
| 会費収入、両村補助金、事業収入等 |

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4) 事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

| 連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所<br>並びに法人にあっては、その代表者の氏名                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 山梨県商工会連合会<br/>〒400-0035 山梨県甲府市飯田 2-2-1 山梨県中小企業会館 3 階</p> <p>(2) 山梨県火災共済協同組合<br/>〒400-0032 山梨県甲府市中央 1-12-37</p> <p>(3) 東京海上日動火災保険株式会社山梨支店<br/>〒400-0032 山梨県甲府市中央 1-12-28</p> <p>(4) あいおいニッセイ同和損害保険株式会社山梨支店<br/>〒400-0031 山梨県甲府市丸の内 3-20-5</p>                                                                                         |
| 連携して実施する事業の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>(1) 業務上の巡回時や窓口対応時に全国商工会連合会の作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害や感染症等のリスクに対応した共済制度等の加入の確認を行い、未加入 事業所には共済制度に係る説明や保険会社等と連携したリスク回避に備えた支援を実施する。</p> <p>(2) 山梨県商工会連合会が連携協定を結ぶ、山梨県火災共済協同組合・東京海上日動火災保険(株)及びあいおいニッセイ同和損害保険(株)に専門家派遣を依頼し、普及啓発セミナーや個別相談会の開催や損害保険会社の紹介等を行う。</p> <p>(3) その他 B C P ・事業継続力強化支援計画策定の推進、感染症影響による労務リスク対策の専門家派遣支援等を連携しながら実施する。</p> |
| 連携して事業を実施する者の役割                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>上記の(1)、(2)、(3)とも、専門家の見地から自然災害・感染症等のリスクに備え、事前に必要と考えられる保険の加入確認、また、有事の際を見据えた準備の再確認等の対応に備える各種支援機会の提供を行う。</p> <p>具体策として、①商工会会員事業者等に対する災害・労務リスク対策のノウハウ提供、②商工会経営指導員等に対する保険の基礎知識の提供、③災害・労務リスク対策セミナー、④個別相談会の共同開催及び講師派遣、⑤ 災害・労務リスク対策ツールの提供を行う。</p> <p>また、有事の際には迅速に復旧できるよう、その課題について緊密な情報交換を図り、本計画に基づく具体的な再起支援を実施する。</p>                             |

連携体制図等

東京海上日動火災保険㈱

あいおいニッセイ同和損害保険㈱

山梨県火災共済協同組合

情報の相互提供

南都留中部商工会

山梨県  
商工会連合会

相談・支援

情報の相互提供

管内小規模事業者等